

心身に重度障害を持つ入学者等に対する修学上の配慮に係る取り扱い要綱

第1条（趣旨）

この要綱は、関西看護医療大学（以下「本学」という。）に入学している者のうち、以下に定める障害を有する場合、その者が円滑に大学生活を営むことが出来るよう配慮するとともに、本学が必要と判断した補助や措置を講じるための手続きに関し必要な事項を定めることとする。

第2条（適用範囲）

この要綱が適用される者は、障害種別毎の障害者手帳を所持し、大学生活及び本学の授業を受講する上において特段の配慮（例：最前列での講義受講 等）が必要と判断される程度の下記条項を原因とする障害を有する者とする。

- （1）視覚、聴覚、音声若しくは言語又は精神に障害を有する者
- （2）身体に麻痺等の障害を有する者又は常時車イスを使用している者
- （3）その他、本学が必要と判断した重度な障害を有する者

第3条（手続き方法）

本学入学日より2週間以内に、別紙様式「心身の障害等に伴う配慮事項申請書」（様式1）を申請事由に該当する障害の障害者手帳の写しを添えて学務課教務係へ提出することとする。

- 2 本学入学後に第2条に定める障害を負った者については、障害者手帳の交付時に速やかに前項の手続きを行うこととする。

第4条（審査機関）

第3条の手続きにより受理された者については、教務委員会にて大学生活上の配慮や修学上の補助の必要性について審査する。

第5条（審査結果の告知等）

審査結果については、速やかに「心身の障害等に伴う配慮事項許可書」（様式2）を申請者あて交付する。

- 2 大学生活上の配慮等が必要と判断された者については、配慮の程度及び修学上の補助の手段について、必要に応じて教務委員会にて協議を行い決定する。

第6条（その他）

この要綱に定めのない事項で必要と判断されることについては、教務委員会にて協議し決定する。

（附則）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。